

新環境ガイドラインに基づく異議申立て手続きに係る
第3回パブリック・コンサルテーションの様態について

平成14年7月23日（火）国際協力銀行8階会議室において、新環境ガイドラインに基づく異議申立て手続きに係る第3回パブリック・コンサルテーションが開催され、60名以上の皆様の参加の下、積極的な議論が行われました。今回は、大阪からもテレビ会議システムを通じて、5名の方が参加されました。ここでは、会場の様態をお届けします。（なお、今回より、記名での発言の公開を希望された方については、参加者の名前を記名させて頂いています。ただし、参加者の皆様にご発言の内容は確認いただけていないため、文責は国際協力銀行にあることをご了解ください。）

国際協力銀行からの出席者：

総務部：	矢島次長、入柿課長
金融業務部：	藤田課長、廣田課長、天野調査役
開発業務部：	武貞調査役
環境審査室	森課長

ゲストスピーカー： 長島・大野・常松 法律事務所 木村 久也 弁護士

矢島次長より冒頭ご挨拶

各国公的金融機関の異議申立手続

（廣田課長）

国際協力銀行の金融業務部企画課長をしています廣田です。よろしくお願いたします。それでは、お手元の資料に沿って、各国の公的金融機関の異議申立手続、私どもが調べられる範囲で各機関からヒアリングした内容についてまとめてご報告させていただきたいと思ます。

まず、調査対象機関ですが、カナダのEDC、ドイツの復興金融庫KfW、アメリカの輸出入銀行、イギリスの輸出信用保証局ECGD、本日はこの4機関、いずれも各国の公的な輸出信用を供与する機関です。ちなみに、ドイツのKfWにつきましては、輸出信用だけではなく、私どもの業務の中で言うところの投資金融とか、あるいは援助のほうも併せて実施している機関です。なお、ここに挙がっている以外に、フランスのCOFACE、フランス貿易保険会社につきましても実はいろいろと調査をしたのですが、あまりご報告すべきような体系立った制度がないということですので、本日のご報告からは省略させていただいています。

1枚めくっていただきまして、レジュメの3ページ目です。まずはカナダの輸出開発公社EDC、エクスポート・デベロップメント・カナダですが、こちらは今年の1月からコンプライアンス・オフィサーを設置しています。次のページですが、コンプライアンス・オフィサー設置の目的、あるいはコンプライアンス・オフィサーの役割ですが、一つが対話促進、これは、次のページでご説明しますが、対話促進を通じて問題解決を図っていくということ、2番目にアドバイザリー機能、3番目にコンプライアンスの監査、この大きく三つの機能があるということです。

お手元のレジュメの次の5ページ目、一つ目の対話促進ですが、基本的にコンプライアンス・オフィサーのカバーする範囲は、ここに書いてあります から まで。一つが情報公開、次に環境のリスクレビュー、人権問題、ビジネスの倫理にかかわる問題、これらに限定しているわけですが、これらの問題に関して苦情が出た場合に、必要に応じて対話の促進や勧告、仲裁を行うことでもって当事者間の話し合いによる問題解決を進めていくために設置されたものです。例えば、EDCが提供する金融サービスの内容、質に関する苦情とか、あるいは、犯罪がらみの問題に関してはその対象外になっていると聞いています。

次のページ、2番目の役割、目的でありますアドバイザリー機能です。EDCの社内というか、EDCの職員に対しましてガイドライン関連のベストプラクティスに関するアドバイスを行うということで、EDCの中に環境ガイドラインを含めて組織の社会的な責任に関するさまざまなガイドラインがあるわけですが、そういったことに関して、社内に対してそういったアドバイスを行っていくという機能。

3番目に、ガイドラインの執行状況に関する監査を行うという役割・立場としてのコンプライアンス・オフィサーがあるということです。

資料の次のページですが、このコンプライアンス・オフィサーの組織上の位置付けです。EDCの中に常勤する常設機関としてそのコンプライアンス・オフィサーが任命されていて、基本的にはその他業務から独立した人という位置付けがされています。

今年の1月に初代のコンプライアンス・オフィサーとして任命された方は、女性の方ですが、弁護士出身の方で、弁護士事務所にも勤務された経験があって、また、EDCの法務部で勤務されたご経験もあるという、幅広いビジネスの経験を持たれた方になっているということです。

コンプライアンス・オフィサーはEDCに対して、問題が発生した場合に解決のための勧告を行うわけですが、こちらは拘束力を持たないという位置付けになっていると聞いています。

次の、お手元資料8ページ目ですが、手続きの流れです。まず、異議申し立ての受領をした場合には、直ちに

受領した旨を申し立てた方に対して通知を行い、併せて予備調査を行う。予備調査の段階で、引き続き調査の必要性があるかどうかを判断して、その非常に早いタイミングで、なんらコンプライアンス上問題がないという判断があればそこで却下の通知が出るということですが、そこから本格的な調査、手続きが開始される。調査手続き開始にあたってはE D Cにその旨連絡するということ等の登録の手続きがあるということです。

次のページですが、まずは調査を行う。これは関係部に指示し、あるいは、必要に応じて外部の専門家に委託をするという形で事実関係の調査を行う。そのうえで、関係当事者の対話の促進をもって紛争解決が図られるのかどうか、あるいは、E D Cのガイドライン上、コンプライアンスの観点から遵守していたかしていないかという判断がなされます。こういったプロセスで、当事者間で和解が成立する、あるいは不成立の場合、いずれにおきましても、当事者、それから、E D Cの役員会に対して、コンプライアンス・オフィサーのほうから報告がなされます。また、和解成立の場合は、その後もそのコンプライアンス・オフィサーによってその実施状況がモニタリングされると聞いています。

次のページですが、異議申し立てする人の資格です。一つが、プロジェクトにより影響を受けた、あるいは受ける可能性のある個人、集団です。その場合に、代理人による申し立ても可能。また、匿名による申し立ては、基本的には不可能。ただし、申立人の氏名は公開されない。コンプライアンス・オフィサーのほうに氏名とか連絡先とかを連絡していただく必要はあるが、誰が申し立てたかといったことは公開されないということです。申し立ては英語またはフランス語のみ可能。書面で申し立てを行っていただく必要があるが、特定のフォームにこだわる必要はないということです。

次のページはE D C関係で最後のページになりますが、情報公開。一連の苦情申し立てに関連したさまざまな情報をE D Cとして入手することになるわけですが、こういった情報に関する情報公開については、E D Cの別途ある情報公開ポリシーに従って判断されていく。対話の促進を目的としていますので、ウェブサイト上で異議申し立ての受理、あるいは調査結果、経過などの公開は行っていません。また、手続き経過中に関係当事者より入手した情報については公開の対象とはしないということです。

以上が、E D Cの異議申し立て手続きに関して私どもが調べましたポイントです。

次ページ以降でその他の機関についてご説明したいと思います。実は、本日ご説明する機関の中で、このE D Cの手続きが最も内部的に組織立って規定、考え方等が整備されている機関かなという印象を持っています。

次のページでドイツ復興金融公庫K f Wの事例をご紹介します。こちらにつきましては、ステイクホルダーからの苦情処理については通常環境のモニタリングの一環として処理を行う。環境面のモニタリングユニットは、投融資部門から独立して、環境問題担当の役員にレポートがなされる。苦情に関しましてはケースバイケースで対応する。詳細なルールは存在しないが、過去の例におきましては、外部専門家を活用して、K f W自身が問題の所在の調査を行って、必要に応じて調査結果を公開していると聞いています。要するに、柔軟にケースバイケースで対応するというので、特段E D Cのように、基本的な手続きの流れとか、あるいは特定の専門部署、あるいはコンプライアンス・オフィサーといった人が指名されている、あるいは、中で苦情処理に関する手続きに関する規定があるということではなくて、ケースバイケースで柔軟に対応しているということです。

次のページ、アメリカの輸出入銀行です。米輸銀に関しましては、情報公開に関してはアメリカの情報公開法によって対応していく。苦情受付の後、調査の要否を確認する。いちばん最初のこの段階でガイドラインに沿っているということが認められれば、それ以上特段の作業は進めることなくそこで終わるということです。必要に応じてコンサルタントを活用しつつ現地調査などを実施する。米輸銀の特徴は次の3点目だと思いますが、申立人に対しては必ず文書で回答をするということ、非常に透明性の高い手続き、文書ですべて回答するという点にあるかと思います。最後の点ですが、調査の結果、場合によっては貸付保証の停止、取消などもあり得るということです。

次のページが、イギリス輸出信用保証局E C G Dのケースです。苦情に対する窓口は、原則としてエクスターナル・リレーションズ・ディビジョンという部署が対応しています。異議申し立てを受け付けますと、必要に応じて現地調査をE C G D自身が実施する。E C G Dは、持続可能な開発、人権の配慮をビジネスプリンシプルとして掲げていまして、こういった観点から批判があれば、外部有識者も交えたエクスポート・ギャランティーズ・アドバイザー・カウンシルといった場があって、その場で議論がなされるということです。ただ、特段、環境専門の異議申し立ての手続き、規定等がないという意味ではK f Wあるいは米輸銀等と同じということで、私どもが調べた範囲におきましては、カナダの輸出開発公社が輸出信用機関の中では最も精緻な規定類が定められている機関かなということです。

(矢島次長)

きょうは、冒頭お話ししましたように、勉強といひましようか、論点整理の項目が二つあります。若干内容が異なるものですので、まず、公的金融機関の異議申し立て手続きにつきましていろいろご意見を賜りたいと思います。

きょう、事前にF O E ジャパンの神崎さんのほうから、E D Cについての取りまとめのペーパーをいただき、受付で皆さんはお手元にあるものと思います。私どものほうからもE D Cの制度については説明いたしましたが、何か補足する点がありましたら、最初にご説明いただければと思います。

(FoE神崎)

国際環境NGO、FOEジャパンの神崎と申します。よろしくお願いたします。

きょうは、EDCのコンプライアンス・オフィサーにつきまして私のほうで調べました内容を簡単に表裏とまとめています。結構細かく書かれていますが、先ほど廣田さんからご説明がありましたので、内容とかプロセスにつきましては割愛させていただきたいと思います。また、これを見ていただければと思いますが、私のほうからは四つほど、重要と思われるポイントを挙げさせていただきたいと思います。

まずは、先ほど目的とありました。情報公開や環境レビュー、人権、宗教道徳、説明責任を高めるとありますが、このCOの目的が情報公開や説明責任を高めるものであること、さらには、重要だと思われることに、このCOは環境だけではなく人権も重要視していることが挙げられると思います。

二つ目としましては、COがEDCのマネジメントから独立している、投融資部門から独立している立場であるということ。

三つ目ですが、このようにきちんとした手続きが最低限決められているということが重要だと思います。受付から初期調査、本調査、最終的には勧告が出されるということが重要だと思います。これが三つ目です。

四つ目、最後に重要だと思われることに、私のペーパーでは裏側の真ん中より下ぐらいになるのですが、モニタリングとフォローアップがあるということです。このモニタリングとフォローアップが解決プロセスの一部として位置付けられているということ。解決プロセスの中でモニタリングとフォローアップを取り込んでいくというこの体制。

私のほうでは、EDCの、簡単に調べた内容から重要だと思われることを、今、4点挙げさせていただきました。以上です。

(矢島次長)

本日は、その他に、メコンウォッチの福田さんのほうから国際開発庁の監察官制度と、それから、メコンウォッチ、FOEジャパン、JACSES連名で、異議申し立て制度への提言というのがありますが、提言につきましては、かねてからご案内させていただいていますように、私どもから8月中にも申し立て手続きの要綱のドラフトを提示させていただきたいと思いますので、そういう中で議論をさせていただきたいと思いますので、きょうは、皆様方への参考という位置付けで理解させていただきたいと思います。それから、国際開発庁の監察官制度は、制度自体がむしろ監査という形のようなようです。若干示唆に富んでいる点もあると思いますが、それは、別途、一般的なコメントの中で、必要があれば福田さんのほうに触れていただければと思います。

申し遅れましたが、今回から大阪支店のほうで、関西地区で関心を持たれています方に対して、テレビ会議という場で、テレビがこちら側にあるので皆さんはご覧になりにくいのですが、関西地区の方にもご参加いただく形になっています。

それでは、まず、各国の公的金融機関の異議申し立て手続きというところでご意見を賜りたいと思います。

(原科)

意見というよりも質問ですが、廣田さん、どうもありがとうございました。東京工業大学の原科です。最初にEDCカナダ輸出開発の件ですが、勧告は強制力がないようなことでご説明いただいたのですが、しかし、相当程度これは尊重されると思うのです。そのへんはどのような感じか、具体的にお話いただきたいのです。

(天野調査役)

金融業務部の天野と申します。EDCの手続きに関しましては、勧告は強制力を持つという類のものではありません。しかしながら、このコンプライアンス・オフィサーは組織的には監査部門の中に位置付けられることとなりますので、当然、勧告に対してどのような対応をEDCがしたのかということについては、監査のプロセスの中でチェックされていくという手続きになっています。したがって、強制力、拘束力という形ではないのですが、勧告に対してEDCがどのような対応をしたのかということはチェックできるような体制になっていると理解しています。

(参加者A)

二つ質問をさせていただきたいと思います。1点目は、今の原科先生の点と関連する勧告ですが、この勧告をEDCに対して行うとなっていますが、どのレベルに対して勧告をするのか、もしお分かりになれば教えていただきたいと思います。トップマネジメントなのか、それとも理事会のようなところなのか、あるいは、担当部局にするのかという点です。

もう1点は、カナダのEDCの仕組みがいちばんしっかりできているというお話でありましたが、規定がどのぐらい明文中で資料ができていますのか。もし文書的になっているものがしっかりあればたいへん参考になると思いますので、どのぐらいそういった明文の規定が整備されているのか、もう一つの質問です。お願いたします。

(廣田課長)

まず最初の、勧告がどのレベルでなされるかというところですが、基本的には、勧告の方法としては、監査部を通じて関係部長から、エグゼクティブコミッティと呼ばれますいわゆる担当役員で構成される役員会のように報告がされるというケースと、それから、直接総裁兼CEOに対して報告がなされるケースと、3番目に、オーディット・コミッティ・オブ・ザ・ボードという、これはボード・オブ・ダイレクターズの下に七つの機能別のコミッティがある中の一つらしいのですが、そちらのほうに報告するという、3種類の方法があるように聞いています。通常は、いちばん最初の、監査部を通じて関係部長からエグゼクティブコミッティ、関係する役員に報告するということなのですが、必ずしも通常の方法でコンプライアンス・オフィサーの意見が通らないというか、満足ができないような報告になってしまう恐れがある場合には、直接CEOに報告する手段もあると承知しています。

2番目の、規定の文言ですが、こちらはカナダのEDCのホームページのほうに載っているのをご参照いただければと考えています。

(福田)

メコンウォッチの福田です。本日、ペーパーを用意させていただきましたが、アメリカの国際開発庁USAIDの中に監察官制度というのがありまして、これをほんの少しだけお時間をいただいて説明させていただきます。というのは、もちろんこの機関自体の位置付けとしては、いわゆる監査に近いわけですが、いくつかは大きな違いが、JBICの中にも監査がありますが、あるということです。

一つは、ホットラインが設置されていて、外部からの監査要求、調査要求を受け付ける体制になっている。これは、電話やEメール、あるいはレターの受付窓口が公表されており、さまざまな、汚職とか、あるいは、無駄なのではないかといったことの他にも、実際にプログラム、あるいは、スタッフがさまざまな法律、あるいはUSAIDのルール、規則などに違反していたかどうかということについて苦情を受け付けて調査を行う体制になっているというのが一つです。

二つ目は、非常に高い独立性を有しています。このインスペクタージェネラルという制度自体はアメリカの連邦法に基づいて設置されて、アメリカのさまざまな連邦機関に設置されているわけです。このインスペクタージェネラルと呼ばれる人は、大統領が上院の承認の下に任命して、長官と議会に対して報告義務がある、ただ、長官は基本的には実際の調査活動に介入することはできないと規定されている。あるいは、さまざまな内部の文書に対するアクセス権が、あるいは、自分のスタッフを雇う権利が規定されて、非常に高い独立性を有しているということが二つ目であります。

三つ目として、実際にどんなことをやっているのかということですが、下のほうに若干書かせていただきました。プログラムが実際に効果を上げているかどうかといったパフォーマンスオーディットといったものから、現地での企業、コントラクターに関する調査、あるいは、さまざまなアメリカの法律にUSAIDが則って業務を行っていたかどうかといった、さまざまなかなり幅広い活動が行われていることであります。

この半期報告書は半年に1回議会に報告することになっているのですが、半期報告書などを見てみると、調査報告は企業の名前なしですが、基本的にはすべての調査報告がここに書かれているのです。きわめて効率的、かつ効果的に、実際に、例えば、企業の汚職があればその企業に対しておカネを返させるとか、あるいは、該当する場合であれば裁判所に訴えるといった、非常に強い権限を有している機関であるということです。

(矢島次長)

大阪支店にいらしている方、いかがですか。何か。

(参加者 B)

EDCにおいては人権についても対象となるという話でしたが、人権に関するガイドラインがあれば教えてください。

(廣田課長)

人権問題に関しまして、明文化されたガイドラインの有無、それが公開されているかどうかは不明です。EDCのホームページによればヒューマンライツについても、コンプライアンス・オフィサーが守るべき、カバーするべき範囲ということです。もちろん環境につきましては、ご案内のとおり、environmental risk reviewという彼らの環境ガイドラインがありまして、環境についてはこれを遵守しているかどうかという観点からチェックがなされると承知しています。

(坂元)

EDCが外部のコンサルタントを利用して調査することもあるかと思いますが、その場合、コンサルタントの指名

はどのようになされることになるのでしょうか。

(廣田課長)

今年の1月にこのコンプライアンス・オフィサーが制度として発足して以来これまで、申し立ての受付件数が1件だけです。この中身の開示については現在審議中ということで、具体的にそれ以上の情報がない状況です。調査にあたりましては、コンプライアンス・オフィサー以外にスタッフは特段いなくて、関係部にまず事実関係の調査を実施させる指示を出して、そのうえで必要に応じて融資契約の中で許される範囲内で第三者による委託の検査を行う、調査を行うと聞いています。その先、具体的にどういったところに委託をするのかとか、その際の手続き等々については説明を受けていません。

(矢島次長)

東京に戻していただきまして、どなたか、ご意見あるいはご質問等がありましたら

(FoE松本)

FOEジャパンの松本です。意見ですが、このEDCのコンプライアンス・オフィサーについては、直接総裁へというよりも監査委員会を通じて勧告が出されるということで、これは直接総裁に出される必要があるのではないかと批判がNGOから出ているということを一つご紹介したいということ。もう一つは、この機能自体が情報公開あるいは説明責任を高めるための機能として議会の要請を受けて設置されているわけですが、十分な情報公開が見ていただいたら分かるように、確保されているのかということが、今、議論になっています。こういった輸出信用機関の機関ですが、やはり組織の透明性やアカウンタビリティを確保していくうえでは、もう少し情報公開が進められないといけないのだろうと感じています。

先ほど大阪からご質問がありました人権の件ですが、カナダのEDCは、特に環境社会の問題だけではなく、債務の問題あるいは人権の問題の公的機関として十分配慮していく必要があるということで、議会で問題になったことを受けてかなり積極的に取り組んでいます。議会の中でも、持続可能な社会を達成していくということと同時に、国際的に約束されている人権条項については最低限守られていることを確保していくことを確保していくうえでこの機関が作られるという、この機関の設置のもともとの目的がそういうところにあります。JBICのほうは、非常に人権についてあいまいな表現しか今されていないわけですが、このアカウンタビリティを確保していくうえで、人権という項目を今後さらに慎重に真剣に取り組んでいくことが重要なことではないかと思っています。以上です。

(メコンウォッチ松本)

メコンウォッチの松本と申しますが、私も意見です。先ほどメコンウォッチの福田のほうから話があったものの付け足しという感じですが、アメリカの場合、USAIDが異議申し立て制度というものを持っていない背景には、福田の説明にあったように、法律によってかなりしっかりとした制度ができあがっている、議会の監視がそこによって行われているという制度があるから、USAIDにはそういう組織がない。一方、日本の場合は、昨今の外務省を変える会の議論にもあるように、ODAをフレキシブルに使うということを外務省が主張することで、なかなか法的にODAをしっかりしたものにするのができていないわけです。そういう中で、JBICの異議申し立て機関を考える場合、そうした日本のODAにかかわる法律の未整備ということは十分考慮しながら考えるべきではないか。そういう意味では、これは意見ですが、むしろ法律的な拘束力を持たない国際機関の異議申し立て制度が日本の場合は非常に参考になるのではないかということが、米国の例からわれわれが考えたことであります。以上です。

(矢島次長)

それでは、時間が許す限り、次の議題の後でも本件に戻りまして追加でご意見、ご質問があれば賜りたいと思いますので、一度ここで区切らせていただきます。きょうの二つ目の論点整理であります、民間プロジェクトの、民間による環境紛争解決手段ということで、弁護士の木村先生のほうからお話を承りたいと思います。よろしくお願いたします。

公害・環境紛争解決手続

(木村弁護士)

ただいまご紹介に与りました弁護士の木村です。弁護士になってから約20年経っていますが、主に公害、それから環境紛争処理という形を一つのメインの分野として従事してまいりましたので、いくらか参考になるお話ができるかと思えます。ただ、私はあくまでも実務家でありまして学者ではありませんので、そういう意味では、あくまで

自分が実務に必要な範囲内で今まで蓄積してきた経験、あるいは、必要に応じて集積した知識という限度でしかお話できませんので、その点をあらかじめご了承くださいと思います。

日本の企業を巻き込んだ、ほとんどがそうなのですが、公害環境紛争に関して、二つに大きく分けることができると思います。一つは、大気汚染防止法等、法律等に明確に違反しているという事例。かつて明治時代の足尾事件、別子事件というような苦い経験、さらには4大公害訴訟の提起を経まして、幸いかなり強力な規制立法が日本においてはすでに整備されている。それに対して、行政の執行体制も、完璧とは言わないまでもかなり正確に実施されている。したがって、明確に条文に反するようないわゆる環境汚染を企業が行った場合はかなり直ちに是正されるというのが現実であると思います。したがって、これについては、いわゆる長引いた紛争はほとんど起こりません。しかしながら、公害環境問題は、すべて、今、現存の法律の条文に書いてあるものだけではないわけです。常に新しいものが生成発展していく。例えば、かつて大気汚染の主たる主犯はSO₂だったわけですが、それがNO₂に移り、さらに、現在、浮遊粒子状物質SPMというものによって変わってきているわけです。そうすると、立法処置は必ずしも追いつかない。

一例を挙げますと、今わが国で提訴されている最大の公害損害賠償事件は東京大気汚染公害訴訟という訴訟であると思いますが、これに関しましては、国とか東京都などに加えまして、ディーゼル車を製造しているメーカー7社が被告として訴えられています。東京23区内、さらには都下の一部の地域で、喘息と肺気腫、および慢性気管支炎の3疾病です、に罹患した方々と、ディーゼルメーカーがディーゼル車を製造したということとの間にはたして因果関係があるかどうかということが、この訴訟で最大の争点になっているわけです。

ディーゼル車を作つてはいけないという法律はどこにもない。しかも、ディーゼルメーカー7社は、いわゆる排ガス規制等は完全に遵守しています。完全に遵守している以上、それ以上いわゆるDEPを出してはいけないという法律はどこにも存在しないわけです。存在しないが、それによって健康被害が発生した場合には責任があるのではないかと、それが問われている。これは、今、公害環境問題は常に生成発展していく、立法は完全に事態に追いつくわけではないと申し上げた一例だと思えます。この訴訟に関しましては、今年の10月29日の10時に東京地方裁判所で第一審の判決が下されますので、これは非常に注目していただきたいと思います。

このように、日本で公害環境紛争になってきたのは、法律にはっきりと違反しているのかわからない、むしろ書かれた法律には違反していない、明確には、しかしなおなんらかの形で責任があるのではないかとという事例がほとんどであったと考えられます。

そういう観点から、そのような紛争の解決にどのような法的手続きが取られてきたのかということ、時間は非常に限られていますので、ごく簡単ではありますが、さわりの部分を説明させていただきたいと思います。

きょう、30ページほどのレジュメを用意させていただきましたが、当然、私のいただいた時間ではこれを説明し尽くすということは、これお3時間～5時間おそらくかかると思えますので、できませんので、ご興味のある方は読んでおいていただきたいと思います。ただ、あくまでもレクチャー用のレジュメですので、不正確な部分も多々あるかと思えますので、その限度でということでご参考にしていただければと思います。

1ページを見ていただきますと、被害救済法。司法的救済ということがありますが、これは行政的救済に対比させた言葉です。民法上の不法行為責任というのが最初にありますが、今までのほとんどの公害訴訟事件は、民法709条、いわゆる不法行為に基づいて公害を起こした企業が被害者に対して損害を賠償する、それを求める訴訟ということで争われてきたと言えます。ただ、この民法の不法行為というのは、条文がかなり厳しい。要件としては、1～4に書いてありますように、故意または過失、行為の違法性、損害の発生、こういった損害との間の因果関係。公害環境訴訟に関しては、いちばん常に問題となるのは行為と損害との間の因果関係です。薬害訴訟ですとたいてい過失があったかどうかという点が問題となりますが、公害訴訟の場合には行為と損害との間の因果関係。

特に、いわゆる特異性疾患、かなり原因関係がはっきりしている疾患については、この因果関係はそれほど難しくはありませんが、例えば、気管支喘息のように、いろいろな発生原因が考えられる、しかも、その発症の機序が医学的に必ずしも完全には解明されていないという疾病、いわゆる非特異的疾患になりますと、ますますこの因果関係があるのかないのかというのが、非常に立証が難しくなる。そして、日本の法制度の下では、原則として、この立証はすべて原告、被害者の側にあります。

このような非常に厳しい民法709条という制度がある以上、被害救済は不可能ではないかと一見見えるわけですが、いかにしてこの要件事実の立証を緩和させるかというのが、四日市から始まった公害訴訟の一連の歴史だったのではないかと考えられます。つまり、他の不法行為訴訟と比べてはるかに原告側の実際に求められる立証を容易にするということを裁判所が判決の中で工夫してきたという歴史であるのではないかと考えられます。

その一つの到達点が、3ページの因果関係のいちばん下のところにありますように、疫学的立証。つまり、本来、損害賠償責任、民法709条ということになりますと、当該個々の被害者とその公害を起こした行為との間に因果関係があるのだということを原告の側が立証しなければならぬわけですが、それは不可能を求めるに近い。そこで、いろいろな、それをいかにして緩和するかという工夫が裁判例の中でなされてきたわけですが、その一つの到達点が疫学的立証。疫学的に当該疾病と当該原因との間にグループとして因果関係が認められる、それさえ立証されれば、あとは、「そうではないのだ、因果関係がないのだ」という場合は反証を出さない」と、これが簡単に言うと疫学的立証。こうなりますと、個々の原告と当該物質の間の因果関係は立証する必要がない。いわゆる疫学者の行ったもろもろの研究を証拠として出して、このように例えば気管支喘息と、SPMの間には因果関係がグループとしてはあるのだ、したがって、当該個々の原告にもこれをあてはめていいのだと、この疫学的立証という一つの、今申し上げました立証責任の緩和のテクニックが、ほぼ動かないぐらいまで固まってきているという

のが日本の損害賠償に関する公害訴訟の現状と考えていいと思います。

これは損害賠償を非常に容易にします。少なくとも金銭的な損害賠償に関しては、日本の裁判例の到達点は国際的に見ても非常に高いのではないかと。それについての救済はかなりよく行われているのではないかと、少なくとも裁判を通じた場合ですが、と考えられます。

ただ、あくまで、疫学では、グループと原因との間のことは分かるが、それが個々の個体に対して適用できるかどうかという、これは疫学的に見ても、医学的に見ても、また法律学的に見ても、本来はおかしいわけです。しかし、そこらへんは目をつぶって立証手段として認めてしまっている。ここが一つ、理論的な欠陥でありまして、ここらへんは新たにいろいろな形で批判がなされているところ。外国ではおそらくこのような疫学的立証という考え方はほぼ皆無なのではないかと思われます。

こういう意味で、純理論的に考えれば、損害賠償に関しては、かなり無理をしても被害救済を前面に置いた運用が、少なくとも司法の場ではなされている。さらに、非常に時間がかかったという批判もかつてはありました。現在もあるのですが、確かに公害訴訟に10年も20年もかかる、これは非常に被害救済ということからすると問題だったわけです。しかし、東京大気汚染公害訴訟に関しては5年で結審しています。5年でもまだ長いというのは、丁寧いろいろと批判もあるでしょうが、かつてに比べれば大幅に審理時間が短縮される傾向にあるということ、やはり被害救済ということからも非常に大きな前進があるのではないかと考えられます。

今申し上げたのは損害賠償なわけですが、もう一つ、民法を使って考えられる被害救済の手段として差止請求が考えられます。要するに、損害賠償では遅い、事後法におカネをもらってもしょうがない、公害の原因、環境破壊の原因を止める、これが差止請求。差止請求に関しては、4ページの最初の1に書いてありますように、要するに、被告側に損害賠償とは比べものにならないくらい大きな打撃を与えるということから、損害賠償とはこれまた比べものにならないくらい裁判所はそれを認容することに慎重です。

そういう実質的根拠以外に、さらに差止請求にはいくつかの問題点がある。一つは、法的根拠がないのではないかと。民法709条は、条文を読む限り、基本的には損害賠償についての規定であって、不法行為で差し止めを認めるということは条文のどこにも書いていない。そうすると、民法709条の不法行為では行けないのではないかと、いう理論的な大きな疑問がある。一方、所有権と人格権というものがあるということは確立されています、それで行けるのではないかと。しかし、それで行くと、例えば、所有権ということになりますと、その当該公害の被害を受ける地域に何かを所有している人以外は原告になれないということになる。人格権についても、やはり自分がなんらかの被害を受けていないと原告になれないということになる。そういう意味で非常に限界があるのではないかと。

そこで提唱されてきたのが環境権なわけですが。環境権が一度ははっきりと認められますと、日本全国どこかで環境破壊が起こっている場合、誰でも環境権を前提におそらく訴えが提起できるだろうということで、日弁連は環境権を認めると、これは環境基本法等でははっきりと認めるとかなり前から提唱しているわけですが、現在までのところ、環境権ははっきりと条文上は認められていませんし、また最高裁も認めていない。こういう問題があって、理論的に差止請求は、法的根拠という意味からもなかなか難しい。

さらにもう一つ、差止請求を難しくしているものが、具体的差止請求と抽象的差止請求。4ページの半ばですが、具体的差止請求は、4ページの後の、三つ例を挙げておきましたように、何を差し止めるのかということがはっきりしている場合です。大阪空港事件であれば夜間9時から翌朝7時まで空港で民間機の離発着をさせない。これは何を差し止めるかははっきりしています。広島北部ゴミ処理場事件では、ゴミ処理場の建設自体を止める。何を止めさせるかというのがはっきりしている。カラオケ騒音事件にいたっては、0時以降カラオケを使うな。これもはっきりしている。こういう具体的な差止請求については、差止請求が判決で認められて、相手方が従わない場合であっても強制執行が容易であるということから、比較的、後に述べる抽象的差止請求に比べれば、従来から認められる傾向にあった。

しかし、さらに抽象的差止請求が考えられるのではないかと。それはどういうものかといえますと、4ページの真ん中にも書きましたが、一定の地域において自動車から発生する騒音が一定の基準を超えないよう被告らに適当な措置を求める請求。例えば、具体的に5ページに書きましたが、一定の道路の沿道に住んでいる人たちに対して一定濃度以上の汚染物質が来ないように国はなんとかしろという、簡単に言えば、判決なわけですが。そうすると、先ほど挙げました具体的差止請求のように、被告に対して何をしろということがはっきりしないわけですが。いろいろな手段が考えられる。とにかくいろいろな手段を尽くしてこういう事態が起こらないようにしろと、それは極論すると被告のほうで考えろと。これが抽象的差止請求なわけですが。

道路公害等を考えると、どうしても抽象的差止請求が問題となってくる。しかし、なかなか裁判所は、具体的には、認めたとしても強制執行ができないのではないかと、いろいろな理由から従来認めてこなかったわけですが、近時、平成12年に至りまして、これを、非常に限定された形ではあるが具体的に認める画期的な判決が二つ出た。これはいずれも非常に大きな大気汚染公害訴訟の判決ですので、これまた一つ裁判例の進歩と考えていいのではないかと思います。ただし、損害賠償と比べて差止請求は容易には出ません。基本的にはきわめて難しいということは頭に入れておく必要があるのではないかと思います。

これが一つ、民事、いわゆる民法に基づく訴訟です。

次に、もう一つあるのが、行政法的救済というのが考えられる。これはどういうことかといえますと、国はいろいろな形で、簡単に言うと権力的な行為を行っているわけです。例えば、一つ考えられるのが、規制庁として、いろいろな環境および公害に対する規制をやっている。また場合によっては、国自身が行う事業、国が環境破壊者として登場することもあり得る。それから、特に民間等の行うもろもろの事業がいろいろな形で許認可の対象になってますが、その許認可を与えることで公害あるいは環境破壊に国が関与する。こういうものに関しては、行政の行

為、一言で言いますと処分と申しますが、これに対する司法上の争いは行政訴訟ということになりまして、いわゆる民事訴訟とは違う分野を構成しています。

これもごく簡単にご説明いたしますが、日本においては、10ページ以下ですが、行政訴訟は、民事訴訟と並んで環境紛争において一つの大きな役割を果たしてきました。11ページに移らせていただきますが、行政訴訟というのは、おそらく弁護士でも本当に分かっているのはそんなにはないのではないかと思えます。なぜそういうことになったのかといえますと、あまりにも行政訴訟は日本ではやってもしょうがない訴訟であった。ほとんど負ける。アメリカなどで行政訴訟が非常に有効に活用されているのを見ますと、日本と全く違うところなわけです。今後、規制緩和を進展させるとしても、この行政訴訟の分野をおそらくいじらないとたぶんどうしようもないのではないかというのが、法律家としては誰もが持っている意見ではないかと思えます。

そういう形で、行政訴訟はなかなか日本では使いづらい訴訟類型ではあるのですが、それでも、環境問題に関しては、一言で言ってしまうと、環境破壊につながるような大規模な事業がほとんど国の許認可を大前提に行われてきたということから、かなり多く行政訴訟が提起されています。

行政訴訟にもいろいろ種類がありますが、これについては非常に専門的になりますので、簡単に、重要な一つだけをご紹介します。12ページの抗告訴訟。ほとんどの環境公害に関する行政訴訟は、この抗告訴訟という形で行われています。この抗告訴訟とは何かといえますと、アに意義と書きましたが、行政庁の公権力の行使に対して不服を申し立てる訴訟ということになります。抗告訴訟にも、ここに書いてあるように、法定抗告訴訟と法定外抗告訴訟とありますが、ほとんどの場合が処分取消訴訟。例えば、不正確ですが、簡単に申し上げていきますと、原子力発電所が行政庁によって認可された、これについて、そういう認可を取り消せという訴訟を申し立てるといことが考えられます。この処分取消訴訟が、もるもるいろいろな形で環境問題紛争解決の一つの手段として使われてきました。しかし、これにもいくつか非常に大きな問題がある。

一つは、13ページですが、まず、処分性の有無という点があります。ここから先は裁判所の問題ですが、日本の裁判所は行政訴訟に関して、何が処分なのかということ非常に狭く解してきた。おそらく日本の裁判所の最大の問題点は、僕はここではないかと思うのです。

では、何を処分として解してきたのかといえますと、ここに学説とありますが、A説とした実質的行政行為説とB説とした形式的行政行為説。これは、一般の方が見ると、A説もB説もあまり変わらないのではないかと見えるのですが、A説の実質的行政行為説を見ますと、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し、またはその範囲を確定することが認められているもののみが処分性を認められて取消訴訟の対象になる。これは、最高裁の、少なくとも今までのところは動かない判例なわけです。それに対して、反対説は、B説ですが、次の14ページ、当該行為により国民が現実に不利益を受けており、かつ民事訴訟その他の手続きで容易に救済が得られない場合には、その行為には処分性が認められる。それしか手段がなければ処分性を認めていいのではないかと、非常に広い範囲で処分をとらえているわけです。しかし、裁判所は、少なくとも最高裁は、A説ということで、これを非常に狭くとらえている。このようなことから、処分に該当する行為というのは非常に狭くなってしまっているわけです。

そうしますと、処分性を有することについて争いのない行為、14ページの2ですが、これに該当すればいいわけですが、3の処分性の有無について争いのある行為、例えば、行政指導、行政指導でいろいろなことが、現在はかつてほどではないが、かつてはいろいろと行われてきました、これについてはおそらく処分性がないのではないかと、A説からいけば処分性がないのではないかと。

それから、行政計画といったようなもの。多くは、例えば、大規模開発等は、最初は行政計画ということから、一つひとつ順を追って、最後の段階になって国民に直接、権利義務に影響を与える処分が行われるわけですが、その前の段階では処分性がないということで行政訴訟では争えない、いわゆる門前払いが多くケースで行われてきている。ただ、最終的に、もうほとんど全部固まってしまって、最後の最後の段階で初めて国民の権利義務に直接影響する処分が行われるわけですが、そのときにはもう、裁判に訴えても意味ではひっくり返せないような状況になってしまっている。ひっくり返したとしても、ごく末端の一部がひっくり返るに過ぎないということになってしまっている。そうしますと、この処分性という非常に厳しい要件を行政訴訟に最高裁が課しているというのは、公害環境問題に限らず、日本の将来を考えるうえであまりにも大きな問題ではないかと考えられるわけです。

さらに、原告適格。14ページに原告適格という問題があります。処分性に加えて、処分性というのは当該処分を客観的に見てそれが取消訴訟の対象となるかどうかという問題ですが、もう一つ、誰が原告になれるかというのが原告適格の問題です。これについても最高裁の立場と有力説の立場はかなり隔たりがある。最高裁の立場は、15ページですが、当該処分を定めた行政法規が公益のみでなく個々人の個別的利益をも保護するという趣旨のものである場合にはかかる個別的利益も法律上の利益にあたるが、それが単に公益の反射的な利益に過ぎない場合にはこれにあたらぬ。それに対して、有力説は、原告の利益が単なる事実上の利益であっても、重要なものであれば法律上の利益と同様に解するべきであると。例えば、空港の離発着の時間についての法律があったとする。そうすると、その法律を見てみて、それは単に公共の利益だけを考慮して作られた法律だということであれば、その法律に関して行われた許認可に関しては、周辺住民は原告適格を、A説では認められないということになります。それに対して、その法律を見てみて、それが周辺住民の利益をも考慮して作られた法律であると解釈できるならば、周辺住民に原告適格を認めようというのがA説で、これは新潟空港事件で現実に示された判断なわけです。

そうすると、ほとんど、法律をどう解釈するか、法律の保護法益をどう解釈するかというのは、簡単に言えば、裁判所の恣意的な解釈で可能になってしまうわけです。そうすると、運用によっては、この考え方では原告適格

は非常に狭く解されてしまう。それに対して、B説であれば非常に広く原告適格が認められますので、かなりの人たちが、少しでも影響があれば原告になれるということになります。

ただ、最高裁のために言っておきますと、最高裁は、原告適格の問題に関しては、そうは言いつつかなり柔軟な運用に傾きつつあるとは言えるのではないかと思います。

このように、民事訴訟、特に損害賠償訴訟が、ある意味では、世界の中でもおそらく、特に立証責任との関係で先ほど申し上げましたように極端なところまで行っているという事実が一方にありながら、行政訴訟に関してはなお非常に厳しい要件が課されており、それを環境公害問題について活用するというのはなかなか難しい状況にあるということは否めない事実なのではないかと思います。

20ページ、3の、公害紛争処理法に基づく救済。今まで、いわゆる裁判所による救済を考えてきましたが、それらと並んで、公害、それから環境紛争処理に大きな役割を果たしているのが、この公害紛争処理法という法律に基づく救済です。これについてはいくつかの手続きがありますが、ここに書きましたように、一つは斡旋です。第三者が紛争当事者の間に立って交渉の仲介をする行為。調停というのは、第三者が当事者の主張を聞いたり、事実調査を行ったうえで調停案を作成し、その受託を各当事者に求める行為。それから、仲裁です。当事者の合意により第三者に紛争の処理を委ね、第三者が紛争について当事者を拘束する裁断を行う行為。さらに、裁定という行為があります。責任裁定というのは、ここに書いてあるように、公害による被害について損害賠償に関する紛争が生じた場合に、その賠償について、一方当事者からの申請に基づいて公害等調整委員会が損害賠償の責任について下す判断。原因裁定というのは、公害による被害について損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合で、その原因について争いがある場合に、一方当事者からの申請に基づいて公害等調整委員会が被害の原因について下す判断。このように、非常に多くのメニューが用意されているわけです。

現実に、この公害紛争処理手続きはかなり活用されています。具体的に、23ページをご覧くださいなのですが、ここに1、2、3という事例を挙げました。1については、地下鉄の工事に関する、ごく、非常に、考えようによっては小さな事件。こういうものについてもこれが活用されている。

スパイクタイヤ製造販売事件というのは、事実上、これによってスパイクタイヤは販売停止に追い込まれたわけですが。事件の概要を見ますと、スパイクタイヤ公害が社会問題化する中で、長野県在住の弁護士62人が申請人となり、スパイクタイヤメーカー7社を被申請人として、同県内におけるスパイクタイヤの販売停止を求める調停を長野県知事に申請したところ、同事件は広域事件であるとして、中央の公害等調整委員会に引き継がれたわけですが。その結果、ここに書いてあるように、昭和65年12月末日限りスパイクタイヤの製造を中止し、66年3月末日限りその販売を中止するという、結局、最終的には調停で双方が合意したということです。時間的にも非常に早い形で解決されていますので、裁判に比べれば非常に柔軟、かつ短期間の紛争解決ができる手段として、非常に活用の余地があると考えられる手続きです。

3として山梨・静岡ゴルフ場農薬被害事件も書いておきましたが、これなどは一つおもしろいのは、最初は建設の中止を求めて申し立てたわけですが、そこには至らなかったわけですが。調停の概要に書いてあるように、将来被害が発生した場合の損害賠償責任の明定、農薬使用についての具体的基準の明定、資料要求および立入調査権の明定と、いわゆる周辺住民等による、このゴルフ場のウォッチングが調停の内容として具体的に記されている。それによって、将来的にこのゴルフ場が必要以上の環境破壊を行えないということが、周辺住民等の監視の下に置くという形で解決が図られているということで、非常に、ある意味では、一つの行くべき方向というかどうかは別として、おもしろい解決がなされているのではないかと思います。

それから、地方公共団体による規制というのがありますが、簡単にこれは駆け足で申し上げておきます。公害防止条例がある。日本においては、いわゆる公害防止条例が各都道府県等に広範に制定されていて、特に環境アセスに関しては、そちらのほうが先行していたというのは間違いのないと思います。なぜ条例が国法よりもいろいろな意味でメリットがあるかといいますと、25ページにあるように、1、2、3と挙げておきましたが、公害を含む環境破壊には地域の特徴を濃厚に有している、それから、特に3番ですが、環境対策は技術の進化等において日進月歩の対応が必要であること、などから、条例には国法に対する有利さがあるのではないかと考えられます。

もう一つ、26ページ、公害防止協定3とあります。これは簡単に言いますと、地方公共団体と事業者が相互の合意により一種の契約として公害防止あるいは環境保全に関して事業者が重視すべきことを取り決める。これは、いろいろと法律的な性質については議論があるのですが、簡単に言ってしまうと一つの契約であって、それに違反すればいわゆる民事訴訟に訴えてその履行を図るということになります。

もう一つ、日本の非常に大きな特徴として行政指導があるわけですが、これについては賛否両論当然あって、なかなか行政指導は基本的にはなくしていこうという方向にあるのではないかと思います。ただ、行政指導も悪い面だけではない。1に書きましたように、専門知識は特に環境公害規制にとっては非常に重要ですので、行政官庁がその意味では非常にすぐれているということは否めない事実です。それから、良く言えば、非常にかゆいところに手が届くような指導ができる。それに対して、2に書いたように、非常にこれ自体が必要以上に日本の法治国家化を妨げているのではないかと。結局は、官庁等による恣意的な行政を許すことにはなるのではないかと。これが今後、公害環境問題も含めて、どういふふうになっていくのか、行政指導がどういふふうにならぬ日本の社会の中で地位を変じていくのかというのは、はっきりとは何とも言いえない部分がありますが、これにも、デメリットだけではなくメリットもあったということは事実だと思えます。

以上のように、わが国は、法律家の目から見れば、規制法としてはかなり国際的にもすぐれている部分は多々ありますし、厳しい部分も多い。それから、少なくとも損害賠償に関しては非常に救済に厚いと言えます。

ただ、差し止めについては、このようにいろいろと、そう簡単に出るものではないし等、議論もある。それから、行政訴訟に関してはなんとかしないと、公害環境問題に限らず、日本の将来を考えるうえで、日本の法治国家化を進めるうえでも、これは話にならない状況にあるのではないか。その他のいろいろな公害環境解決手段に関しては、総じて、国際的に見てもかなりいい水準にあるということは間違いないのではないかと思います。ただ、問題としては、それをどういうふうに活用していくかということ。

最後に言いますと、今まで、日本の特に公害裁判ですが、政治的目的のために活用されたという部分がなきにしもあらずです。別にそれが悪いというわけでは全然ないのですが、やや日本の公害訴訟はそういう色が強かったのではないか。本当に被害者救済ということから考えてそれが良かったのかということとは疑問があるところなので、今後は、そこらへんのことも、本当の意味での被害者救済、社会を良くしていくための公害環境紛争処理をめざすべきなのではないかと私は考えています。

(矢島次長)

木村先生、ありがとうございます。非常に広範にお話をいただきました。このトピックに移る前にお話しましたように、民間における公害環境紛争の解決手段ということで、私は専門家でありませんので要約する立場にはありませんが、大きな類型としての訴訟、その中で民事訴訟、行政訴訟、これに対するいろいろないい点、あるいは問題点が論じられ、さらに、紛争解決手段としての斡旋とか調停とか仲裁といった手段、これは、私がかがった限りでは、むしろ比較的有効に機能しているのではないかといいお話をうかがったのではないかと思います。

非常に専門的な観点からのお話をいただきましたが、きょうご参加いただいている方は必ずしも専門の方を前提してお招きしているわけではありませんので、むしろ先生にはご了解をいただきまして、何か分からない点、法的な点から離れましても、お気づきの点、日頃考えているところを含めまして、専門家の方をお招きしている場ですので、ぜひ、ご質問なりご意見なりを賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(坂元)

先生、どうもありがとうございます。おっしゃるとおり、抗告訴訟は全くお話にならないというのは私の実体験とよく一致しているわけで、それは確かにそうだと思うのです。ご質問というか、お話というか、アイデアを教えてくださいと思うのですが、もちろんJ B I Cは金融機関です、貸し手ですが、普通、そういう公害の紛争とか、なんらかの環境訴訟は、製造物を作る人とか、もしくはその原因者、加害者ですね。ところが、加害者がいて、それが、貸し手、金融機関にまで及ぶのか。及ぶのかという素朴な疑問。

もう一つは、貸し手が事前に規制することはあり得ると思うのですが、つまり、貸し手は善意でやっているものであっても、結果としてなんらかの問題が起きてくる。普通、問題が起きる場合はそういうことが多いので、その場合に貸し手に責任があるのか、または、どういうコンセプトで貸し手にまで責任が及ぶことになるのか。というのは、ある程度、今のNGOの皆さんは、ガイドラインであるとともになんらかの制裁的なものとか、法的な縛りがあったほうがいいのではないかとイメージはあるかと思います。お話しいただければ。

(木村弁護士)

まず、貸し手に、なんらかの場合に一定の要件の下で責任を及ぼすという、例えば、法律があれば、それは責任が及ぶのは間違いないと思います。ただ、そういうものはないだろう。次に、では、そういう法律はないという前提で及ぶかどうかということですが、結論としてはきわめて難しいと思います。ただ、私はあくまで法律家ですので、法律家として、どこが問題となるかということをおそらく二つ問題がある。一つは、当該結果というか、被害と貸し手との間に法律的な因果関係があるかどうかということが一つ大きな問題となる。これは、先ほど東京大気汚染公害訴訟をご紹介しましたが、ディーゼルメーカー、生産したメーカーと東京都で、ディーゼル車も含めて大気汚染を一つの原因として気管支喘息に罹患されたと、その方たちの被害と、ディーゼル車を作ることの間に因果関係があるかどうかというのが、今、ギリギリのところの問題となっている、その初めての判決が10月29日に出るわけですが、それよりもさらに遠いと思います、因果関係としては、したがって、現在の不法行為論ではきわめて厳しいのではないかと。

もう一つの問題は、仮にそれが肯定されたとしても、はたして、不法行為は過失責任ですから、金融機関の側に過失があったかどうかということになりますと、これはまた非常に大きな、全く新しい論点という形で出てくるのではないかと思います。

ですから、もちろんアメリカ等でいわゆる広範な過失責任という議論が主張されているのは、私もアメリカのロースクールで学んだことがありますので、丁々承知していますが、日本に場を移した場合に、今まで発展してきた法理を前提とする限りはきわめて苦しいのではないかとしかお答のしようがないのではないかと思います。

(坂元)

ありがとうございます。

(参加者C)

木村先生、どうもありがとうございました。教えていただきたいのですが、JBICさんのほうで環境ガイドラインを作られました、こちらのほう、例えば、住民から何か申し立てがあった場合に、因果関係が明確だったらいいのですが、今回の国内の訴訟を見ても因果関係はなかなか立証が難しいです。そういう段階でもってJBICさんが貸し付けを止めた場合、例えば、ガイドラインに違反しているとして、そうした場合に、相手先から当然訴えられる可能性はあると思うのですが、その場合の環境ガイドラインの強制力は、一応契約はあるのでしょうか、因果関係が立証できないだけに、できればいいのですが、できなかった場合にはどうなるのでしょうか。

(木村弁護士)

非常に難しい問題で、おそらく、契約の相手方から訴えられた場合に、因果関係を立証せざるを得ないのではないかと思います。今度はこちらが。そうすると、これは契約に手当てをしておかないとたいへんな問題になる可能性があるのではないかと。被害者からの因果関係の立証がなくても、こういう場合にはこの契約は解約しますよというような契約上の手当てがないと、おそらくかなり困ったことになるのではないかと思います。訴えられて、もしかして因果関係があるかもしれないから止めますというのは、契約上の手当てがないと、そう簡単ではないと思います。

(参加者C)

分かりました。

(メコンウォッチ松本)

メコンウォッチの松本と申しますが、お話しいただいたことに関連して質問させていただきます。日本の場合、このJBICの異議申し立て制度の議論をしたときによく出るのは、二国間ですから、日本の国内法があるでしょう、裁判があるじゃないですか、こういう議論が常にあるわけです。国内の行政裁判、行政訴訟の例を今お話を聞くと、非常に厳しいという中で、そういう中において、では、日本のそうした海外協力、あるいは、公的資金を海外に投じて起きた環境紛争を日本の国内法で処理するというのは、率直にご意見をうかがいたいと思うのですが、現在の日本の法体系の中で、海外の、例えば、JBICがやった公的資金によるプロジェクトによる環境紛争を国内的に処理する方法は実際存在しているのでしょうか。

(木村弁護士)

ひと言で言えば存在していないということになると思います。ただ、いわゆる裁判管轄の問題になってきますので、いろいろな理由をつけて、例えば、日本のいろいろな組織がやっているの、不法行為で言えば、日本で起きた不法行為である、原因が日本にある不法行為である、不法行為の場合、原因が日本にあると日本の裁判管轄が認められる場合がありますので、そういういろいろな、かなりギリギリの理屈をつけて日本の裁判所に持ち込むということは、理論的にゼロではないと思います。ただ、おそらく日本の裁判所はそう容易には認めないのではないかと。やはり当該被害が発生している被害地の裁判所に裁判管轄があるというのが、おそらく日本の裁判所の常識的な発想であると思います。

(発言者D)

先ほどのガイドラインと異議申し立て、それから、契約の問題についておうかがいをしたいのです。JBICが融資をしようとした、それに対して現地の住民の方から異議申し立てがあった、その因果関係が明らかにならないと貸し付けを停止することができないということであると、この間のガイドラインは私も作る時に多少議論に参加させていただきましたが、JBICから独立をして、住民の方から異議申し立てがあったときに、その因果関係をここが判定します、この組織が因果関係があると言ったときにはJBICは契約を解除して貸し付けを停止しますということを最初に契約書が何かの中に盛り込んでおいて、もし現地から異議申し立てがあれば、この独立組織に異議申し立てをしてください、それについて、JBICもそこへ出ていって議論をします、その独立機関がこれはダメだと言えば、そこはもう契約解除の原因になります、そういうものを作っておけということでしょうか。

(木村弁護士)

かなり今のは大掛かりだと思いますが、一つの方策としてはそういうことです。異議を申し立てられた場合に、その異議がどういう状況、どういう形で判断されるということをきめ細かく入れておくというしか、おそらく方法はないのではないかと。今、提唱されたのは、その一つの手段としてはかなり完璧なそれではないかと思えます。なぜかといいますと、例えば、異議がありました、で、どうもはっきり分かりませんが、因果関係があるかどうか、そ

れだから止めます、そう単純なものではないだろうとは思いますが、契約というのは、契約の拘束力というのは、そうすると、あらかじめ合意があることが絶対必要なのではないかと思います。

(矢島次長)

他にありますか。なければ、最初の議題の、各国の公的機関の申し立て手続きの点も含めまして、最初の議題、今の議題を含めまして、何かご意見があれば、はい。

(参加者 C)

意見というか、感想というか、そういう感じですが、JBICさんはODA業務と国際金融業務と二つやられていますが、一つは国対国、一つは民間対国ということで、業務の性質もかなり違うと思うのです。そういう意味では、そのへんは分けて考える必要があるのかなという感じがします。もう一つ、廣田課長さんのほうからも各公的機関の異議申し立て手続きをご説明いただきまして非常に勉強になりましたが、参考にはなりませんが、JBICさんとして、透明な審査機能、迅速性、そうした機能を持っていたいただければ、それで十分なのかなというのが私の意見です。

(参加者 E)

きょうは非常に有意義なセットだったと思います。まず、国際的にどういふふうになっているかということ、それから、民間のほうから見たらどういふふうになっているか、もうこれ以上詮索のしようがないぐらいに、要するに、役者は全部そろいましたと。こういうことは非常に良かったと思います。きょうの1時間半はすごく良かったと思います。ただ、私は、この次のステップがどういふふうになるのかということに思いをめぐらします。そうしますと、松本さんの出されたメコンウォッチのガイドラインの案とか、もっと他の、JBICのほうできょう話のあったことを拳拳服膺して考え直されるとか、いろいろあるのだらうと思いますが、私の過去の経験から感じましたことを二つだけ申し上げたいと思います。

一つは、世界が非常に激動中であるということ。1999年のシアトルのあのWTO結成の失敗から、ずっと続いています。3年続いています、まだ解決しないどころか、ますますめちゃくちゃになっていきます。一握りのG7、G8という先進国と、80%のマジョリティの途上国と、プラスNGO、そういう小さいものと大きいものとの接触のせめぎ合いといいますが、どこに行ってもNGOが攻めてくるのを怖がって、カナダのG8はカナナスクスという山の中へ行ってやらなければならなかった。こういう状態は非常に異常だと思うのです。こういうことをどこかで止めなければならぬ。そのためには、もう少し途上国の人々、市民の人々、それから、NGOの人も含めた、そういうものがどういふふうにいるのか、何を訴えようとしているのかというのを公平に聞く耳を持つシステムを先進国側が自らイニシアティブを持って始めないと、この混乱は5年、6年続く。もっと言えば、ミレニアム開発目標というのがありますが、2015年までにはたぶんこれは実現できないのではないかと。その場合にどこが責任を持つのだ。両方とも責任があると思います。だから、そういう長い目で見ますと、今われわれの立っているところはものすごく分かれ道だと思います。どっちに行くかということが非常に重要だと思います。それが一つ。

二つ目は、JBICという立場から考えてどうなのかということです。私も最近、特に2、3年間、JBICさんのやっておられるいろいろなことに参加しています。そういうところで本当にJBICさんが一生懸命で、今のこのODAの非常に難しい状態をなんとかうまく抜けなければいけないとがんばっておられる。環境ガイドラインは一つの()です、それから、今年の4月に出されました、こういう円借款業務の基本方針というのがあります。これのところにもしっかりと書いてあります。4番、環境および社会問題への一層の配慮への要請。それから、貧困問題と所得格差の拡大をなんとかする。こういう新しい提議が、非常にこういう大きなガイドラインのところに、誰にも目に付くようにしてあります。こういうものはやはりスピリットしてガイドラインの運用にもリフレクトさせないと、こんないいことを言っておいて、ガイドラインのやり方が何だと言われたら、どうしようもないと思うのです。そういう客観的なことから見まして、日本の外務省も、今、一生懸命にODAをどうしようかと。毎日毎日新聞を一生懸命見ますが、なかなか決まらない。それはそう簡単に決まらないでしょう。

それから、あっちのモンテレーのほうで、世銀が今度、ローンをグラントにするとか、そんな話も出てきた。それもどのぐらいするのか。こういう、非常にエンドレスな問題がこの国際協力というところに出てくるのです。その場合に日本の立場はどうなのか。今までのように、言葉は悪いですが、人が言うところについていいいいのか。それとも、カナダをしのぐような、なにかリードするような、バイラテラルで日本がリードしだしたなどと言われるような環境ガイドラインの取り扱い方を示す絶好のチャンスではないかと思っています。

総論なので、細かいことは、時間もありませんし、それから、これをよく読んでいませんので、言えませんが、大きな方針としては、世界の流れと、それから、JBICないしは日本のエクセレンスをこの際にうんと出す。特にアフリカについては、ヨハネスブルグのサミットもありますし、日本がリードする国際会議で、なるほど環境ガイドライン一つ見ても日本はずばらしいなど、そういうものになりたいと思います。以上です。

(矢島次長)

私どもに対する叱咤激励、ありがとうございます。

(原科)

東京工大の原科です。木村先生、ありがとうございました。先ほど、行政訴訟法の問題が大きいとおっしゃって、私も全くそう思います。それは先生のおっしゃるとおりだと思います。特にアセスメントの場合、なかなか裁判が日本はつながらないのです。環境の問題から問題提起できないということで、たいへんこれは、アセスがなかなか決めなかったのですが、これからは、アセス法ができましたので、少しは取っ掛かりがあると思います。

先ほどご提案だった方法ですね、つまり、異議申し立てがあった場合に、それを判断することは、銀行と独立したところできちっとやることによって因果関係の立証ができるだろうということだと思っております。その意味では、銀行の内部でチェックするというのと違って、外部に出す、作るということがたいへん重要ではないかと私は思ったのですが、そのへん、木村先生、いかがでしょうか。そこがポイントではないかと私は感じたのですが、それでもありませんか。内部で審査してもいいのでしょうか。

(木村弁護士)

結局、契約だけの問題に絞りますと、それは、どう合意があるかだけの問題だと思っております。ただ、抽象的に言えば、外部のほうが客観性があることは事実なので、例えば、外部なら合意するが、内部では合意しないという場合もあるかもしれないです。ただ、内部だからダメだとは、それは、契約上、内部でいいという規定があれば、それは問題ないと思っております、契約法上は。

(原科)

契約上ですね。ただ、契約をするときの合意形成上は、外部に持っていったほうが合意はしやすいということはあるですね。そういう点もありますので、やはり独立した機関、できるだけ独立性の高い機関を作ることがポイントではないかという感じがいたします。

(メコンウォッチ松本)

メコンウォッチの松本です。最初のカナダというか、各国の公的金融機関も含めてということですので、ちょっと議論したいと思っております。コンサルテーション第1回目で、企業の方々の中に、二国間と多国間は違うと。特に前回、世界銀行の例とかを議論しようとしたときに、多国間のことなどは論外、参考にもならないというようなご意見が産業界から出されていたと思うのです。きょうのお話の中で、カナダの輸出信用機関のことが出ていたのですが、廣田課長にうかがいたいのですが、調査をされて、では、例えば、国際金融公社のようなIFCとこのカナダの輸出開発公社は、どこが違うところがあるとすれば、どのあたりなのか。そのあたりについて調べられた立場から、もし、二国間と多国間に明確な違いが見出せるのなら、お話をいただくとありがたいと思っております。

(矢島次長)

どうですか。手続き自体もそうですし、例えば、借り入れといえましょうか、信用供与する主体も違うということがあるのかも分かりませんが。

(廣田課長)

私も必ずしもすべての機関のことを深く理解しているわけではなくて、非常にイニシャルな個人的な感想ということで申し上げさせていただきたいのですが、おそらくマルチの機関の場合は、パイの機関と違って、自分の国の法律に服することができないというところがあるのだらうと思っております。それがおそらくこういった紛争解決の手続き、組織を設計するときの一つの背景というか、自分の国の法律に基づいてなんらかの処理ができないから、自分たちで細かくそういったときの手続きを決めなければいけないということはたぶんあるのではないかと思います。

それから、もう一つは、きょうご説明したすべての機関、これはカナダのEDCも含めて、そもそもその機関の仕事の目的、役割、マンドートは、自分の国のプラントの輸出支援・促進というところがその機関の存在の意義ですので、そこに関しましては他の国との競争が存在する。そういった国際的な競争の中で、必要な国民から付託を受けた仕事を達成するときに、平等な競争条件を供与するということに、当然、他の国の、競争相手の状況にも配慮をする必要があるというところは、マルチの機関とは違っていると思います。

また、情報公開に関しまして、それぞれの国ごとの法律的な要請とかいった点は、おそらくマルチとパイとで違っているのだらうと推測されます。

思いつくところは以上です。

(FoE松本)

F O E 日本の松本です。今、廣田さんのお話だと、パイの中には法的な手続きがあるので、それをある程度活用できるのではないかと、確かにアメリカなどではそういった形で行政訴訟が頻繁に行われていると聞いていますが、先ほどの木村先生のお話をお聞きしていると、日本の状況ではなかなか行政訴訟が難しい状況になっている、立証とか、あるいは、誰が訴えられるのかというところで非常に難しい状況、そういった中で、自主的な行政指導とか、あるいは協定をどういうふうを活用していくかというのが今後の課題ではないかというお話だったのですが、まさにJ B I Cの環境ガイドラインは、法的には拘束力のあるものではありませんが、こういった自主的な規制をさらに確実なものとしていくために、先ほど原科先生のほうからお話がありましたような、独立した機関でガイドラインにきちんと沿っているかどうかを判断するという機構は、今の日本の状況を考えても必要ではないかと思えます。

(参加者F)

当方では、先ほどお話しいただいた各国公的金融機関について従来から関心を持っていて、ガイドラインのときから、いろいろな海外事務所を通じてどんな状況にあるかというのを調べています。異議申し立て手続きにつきましてもなかなか難しいので、フランスとか、今ここに書いていないイタリアとか、日本の企業がビジネスレベルで競争している、ODAとかは別にして、従来、民間で競争するようなどころとの関係で、相手国はどんな制度を利用している、もしくは企業に対してどんな信用をしているかというのを従来から調べているのです。先ほどお話があったように、特段、なかなか明示的にこれ以外の情報をうちのほうも持ち合わせていないので、先ほど勉強させていただいたとおりなのですが、希望としては、ここに書かれているいくつかの中で、例えば、専門家とかビジネスをよく熟知した方が担当するとか、それから、透明性の関係で文書で回答することによって、米E x - I mのような対応をするとか、それから、情報公開についてはコンフィデンシャルとして扱っているとか、こういうところをぜひ採用していただくとか、勉強していただきたいと思っています。

特に日本の企業との関係で言えば、ドイツとかイタリアとか、いろいろ競争関係にあるものですから、先ほどJ B I Cさんのほうからご説明があったように、それぞれの与えられた職分の中での支援なものですから、そういうことを配慮して、ぜひ、今後とも対応いただければと思っています。

(矢島次長)

きょうはだいぶご意見をいただく時間も取らせていただきまして、かなり活発な議論ができて、非常にありがとうございました。まだ若干時間がありますが、先ほどご質問もありましたので、今後のスケジュールを、前回にもお話していますが、おさらいをさせていただきたいと思っています。

あと論点整理として2点、私どもは考えています。一つは、私どもJ B I Cは政府系の金融機関ですし、J B I C法の下に設立された機関ですので、そういう意味では国内の行政法の体系の中で私ども政府金融機関にできることとできないことといった法的な枠組みがあります。そういった観点の整理を、主として私どものほうからご説明をさせていただくというのが1点目です。

もう1点は、これまでのシリーズで、国際金融機関のケース、各国の公的金融機関のケース、それから、きょうは民間における紛争解決ということで木村先生にお話をいただいた。今調整中ですので、どちらの順番がということとははっきりしていないのですが、途上国の側の方から、これは必ずしも政府の方を念頭に置いているわけではないのですが、途上国側として紛争解決のどういうことが考えられるのか、あるいは、例えば、受け手としての政府だとしますと、受け手として私どもの今考えています申し立ての手続きをどう考えるのか、これは受け手となります、特にODAになりますと、相手も主権国家ですので、そういう観点からのお話もあるのだと思います。

そういう意味では繰り返しになりますが、国内の法体系の中でのJ B I Cの位置付けという点と、途上国側の考え方という点の2点の整理をさせていただいて、その後で具体的なドラフトの要綱の審議に入っていきたいと考えています。

8月は中旬以降に1回開かせていただいて、これは、順番が途上国のケースになるか国内の法律のケースになるか、まだはっきりしてなくて、これも前広にご連絡させていただきたいと思えます。ただ、その際には、私どもなりの異議申し立て手続きの要綱のドラフトを提示させていただきたいと考えています。8月の中旬以降にドラフトを提示して、それから、9月から、1回論点整理が入りますが、8月後半から9月、10月といった時間を取らせていただいて異議申し立ての手続きの具体的な議論に入っていきたいと考えています。

議事進行役としてあまり感想を述べてはいけませんが、今のところ、非常に大きな先進事例を中心に説明させていただき、それを受けて、それぞれの立場でご意見を賜っていますが、まだなかなか抽象論で、それぞれの立場を述べていただいているというところが多々あるのだらうと思っていて、そういう意味で、まだなかなかかみ合っていない面もあると思えます。個人的な感じですが、ドラフトを提示させていただいてそれぞれの各論に入っていきますと、産業界の方、NGOの方のご関心の点は違うところもあると思えますので、これは希望的な観測でもありますが、だんだん論点が、さらに細かい論点が整理されてくるのかと考えています。

(参加者D)

今、短時間ですがお話をうかがいますと、ODAの件についておそらく何か独立したものを作って外に出しているいろいろやったほうがいいということは、たぶんこの部屋の方はほとんどそう思われているのだと思うのです。もう一つは、ODAではない産業ベースの話はどうするかというところが、いろいろ議論があるのかと思っています。1点、現実的な話として気をつけないといけないのが、ODAは外に出します、産業的なものは中で契約すればできるのではないかとこのときに、こういうご時世、こういう世論の時代ですから、J B I Cの中で異議申し立てを受け付けて、何かでその判断がゆがみましたということが仮に出たら、もたないと思うのです。そういうときのことを考えると、私は、ODAもそうですし、産業的なものもきちっと外に出して、そこは銀行とは離れた中立的なものです、独立したものです、その中の基準をどうするか、そこはいろいろ議論があられると思います。産業界の方々のお話をうかがっていると、確かにODAとはルールを少し分けていただきたいというお話はあると思いますが、それがゆくゆくは鼻負の引き倒しになってしまうと、J B I Cそのものに影響が大きくなって来ると思っています。こういうご時世、そうしたことも、現実的なことにも少し配慮して、ぜひ議論を進めていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(メコンウォッチ松本)

私は、進め方の件ですが、ぜひ、要綱案を議論する最初のときに、どういうふうに議論するのかということ、これまでの勉強会ベースとは違う進め方になるはずですので、議論する時間を必ず設けていただきたい。そして、このパブリックコンサルテーションで得た意見をどのように修正案に結びつけていけるのかというそのプロセス、そのあたりについても議論をする時間を取っていただきたい。そこだけは、前回のああいう混乱を起こさないためにも、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っています。

(坂元)

今の関連で1点よろしいでしょうか。われわれは遠隔地にいますもので、例えば、こういうビデオ会議でぜひやっていただく機会を作っていただきたいというのが一つ。もう一つ、要綱がある程度固まって、これから詰めていくというときには、なんやかんや言ってもこういう場におれる人間というのはある程度限られますので、意見書提出などの形も含めて、もう少し広く意見を取られる仕組みもぜひ考えていただきたいと思っています。以上です。

(参加者G)

先ほどのODAとOOFは取り扱いを別にすべきではないかという、仮にODAは外出しで、外部の機関を設定して、OOFについては内部で対応する場合に、先ほど、仮に判断に誤りがあって、それが対外的にもたなくなるということで、OOFについても外部に持ったほうがいいというアドバイスがあったかと思っています。その点は非常に重要な点で、きょうご説明いただきました公的なECAの米輸銀とかK f W、E C G Dを見ますと、非常に弾力的に対応している。まず、基本的に内部体制で対応していますということで、カナダのEDCの場合も、実際、コンプライアンス・オフィサーはEDCのまさに法務部にいらしたOGの方がやっていらっしゃるということで、今の先進諸国のこの4カ国の事例の場合は、内部人材が内部の体制によって対応しているということがはっきりしていると思います。それから、情報の取り扱いも、コンフィデンシャリティに非常に配慮されて、これは民間のビジネスを推進する立場から非常に重要なポイントでして、そこはちゃんとやっていらっしゃる。

それから、専門性ということですが、当然、インハウスに専門の方がいらっしゃるかと思いますが、必要に応じて外部の専門家を、コンサルタント等をアウトソースして扱って調査等をやっている。非常にフレキシブルな対応で、現状、この4カ国、ECAは対応されているということですから、もっと、きょうのご説明で、先ほど先生が言われたような、不祥事というか、こういう体制で何かうまくいかなかった事例があるのかなのか、そういうことはチェックされてしかるべきではないかと思っています。

カナダの場合はまさに始まったばかりで、これは非常に理想的な姿を追ったケースではないかと私は考えています。実績という意味ではEDCの場合はほとんど参考にならないのではないかとということで、むしろ米輸銀とか、E C G D、K f Wのケースは非常に弾力的な対応でやっているのに、何か支障が、先ほど先生が指摘されたような問題があったのかなのか、ここはJ B I Cのほうで確認されたほうがよろしいのではないかと思います。

それから、ODA、OOF、ガイドラインの異議申し立てのそもそものベースは、事業主体が、事業の実施主体が環境配慮、環境社会配慮の責任を持っているわけで、その責任を全うしているかどうかをJ B I Cが確認する話であって、その確認がなされていないときに初めて異議が出てくるわけです。ところが、事業の実施主体は、ODAの場合は基本的に政府ですし、OOFの場合は民間の事業者である。この点、そういう事業の性格を考えて、やはり対応は分けたほうがいいのではないかと考えています。以上です。

(参加者H)

立派な環境のガイドラインができて、その異議申し立ての制度ができた結果として、実際に企業がそういうも

のを使えないというのですか、ファイナンスを使えないという状況になるということは非常に困ることでもあるわけです。入札のときと、発注されて、それから、実際に異議申し立てがどういうタイミングで起こるのか分からないですが、われわれが入札に参加して受注するまでの期間は、時間的な制限が、例えば、2、3か月とか、5か月とか、そういうふうに限られた時間があるわけです。それと、ODAのほうは、日本の政府が実際に供与するまでの期間も、検討期間も十分あるのかなということで、そういうのを競争するのに対して、時間的な要素が重要なポイントとなると思うのです。それなので、そのへんも、今後、検討する中では十分配慮していただければと思います。

(FoE松本)

いくつか産業界の方からご意見がありましたので、私のほうからも意見を述べたいと思うのです、その意見に関連して。ガイドラインや申し立て機関ができることによってファイナンスができないような状況になるのは困るとおっしゃっていらっしゃいますが、この環境ガイドラインは、公的機関として最低限守っていただくガイドラインですので、これが守られないようなファイナンスはもちろんしていただいても困ると思っています。これは企業としても環境配慮していくという方針は違わないと思いますので、これに関しては積極的にやっていただく。これをやっていただかないと、企業としても社会的に責任がむしろ外から追及されることになるのではないかと考えています。

もう一つお話があった関係ですが、EDCの中で内部の人間がその対応をしているのではないかというお話でしたが、この方は、もちろん中の仕事もされていたかもしれませんが、その中の方がそのまま採用されたというわけではなくて、きちんとした公募の形で選ばれた方ですので、中の方が勝手に異動されたという状況ではない。このN GOのほうも、この方であればある程度信頼ができるだろうということで話をしていますので、そういったきちんとした手続きの下に配置された方であるということです。

先ほどお話いただきましたように、ODAに関しても、OOFに関しても、最低限のガイドラインを守られない場合にこの異議申し立てが行われるということですから、こういったものに対して大きな差をつけることがおかしいのではないかと基本的ではないかと思っています。ただ、情報公開に関して、非常にビジネスのコンフィデンシャルティにかかわるところがあれば、それに対しては別の配慮がもちろん必要だとは思いますが、何を根拠にカナダの機関が参考にならないというふうにおっしゃっているの分かりませんが、私は、カナダのようにきちんとした手続きを設定することでより良い対応ができていくのではないかと考えていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

(矢島次長)

きょうも、2時間、予定の時間を少し過ぎてしまいましたが、非常に活発な議論をしていただきましてどうもありがとうございました。先ほどお話しましたように、8月中旬以降にまた前広にご連絡させていただきまして、その際に、繰り返しになりますが、ドラフトを提示させていただきたいと思っておりますし、いくつかご要望いただいた、その際のその後の議論の進め方につきましても、お話、意見を賜りたいと思っています。どうも長時間ありがとうございました。大阪支店にいらしている関西地区の皆さん、どうもありがとうございました。

以 上